その他告示

○農林水産省告示第千百六十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年七月二十八日　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）について、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一・二　（略）	一・二　（略）
三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）	三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）
法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：トン）	（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	237,400
（略）	（略）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
（略）	（略）
まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	219,400
（略）	（略）

第四～第九　（略）	第四～第九　（略）

○国土交通省告示第七百五十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大洋電機株式会社　群馬事業所　制御機器工場	群馬県伊勢崎市八斗島町726番地	定周波装置（負荷容量が60キロボルトアンペア以下のものに限る。）	令和６年８月27日から令和８年11月12日まで

○国土交通省告示第七百五十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社高澤製作所	大阪府東大阪市衣摺六丁目８番33号	プロペラ軸	令和６年９月13日から令和11年９月12日まで
〃	〃	中間軸	〃
〃	〃	船尾軸	〃
〃	〃	船尾軸封装置	〃

○国土交通省告示第七百五十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
新潟造船株式会社　新潟工場	新潟県新潟市中央区入船町四丁目3776番地	鋼製船体	令和６年９月１日から令和11年８月31日まで

○国土交通省告示第七百五十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大東ポンプ工業株式会社　本社工場	埼玉県八潮市木曽根313番地１	ポンプ（油圧ポンプを除く。）	令和６年10月７日から令和11年10月６日まで

○国土交通省告示第七百五十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和七年七月二十八日　国土交通大臣　中野　洋昌

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大晃機械工業株式会社　本社工場	山口県熊毛郡田布施町大字下田布施209番地の１	ポンプ（油圧ポンプを除く。）	令和６年12月１日から令和11年11月30日まで